

# 郷土文庫

石見郷土研究懇話会機関誌

ISSN 0289-4483  
第百二号  
©2016年9月1日

## 表紙写真

中国電力株式会社 匹見発電所本館（益田市匹見町）

### 特報

- 浜田訪問記 丸川久俊（一八八二～一九五八）の足跡を探る…遠部 卓 2  
大田市静間町魚津海岸の津波堆積層 ………………成瀬 敏郎 20

### 研究

- 天保竹嶋一件顛末 ………………森須 和男 27  
服部之総・佐々田懋と私—佐々田懋顕彰会・服部之総顕彰会を立ち上げるまで—…飯田 泰三 42  
石東安濃郡における養蚕業の展開—二十世紀初期の波根地域を中心に—…池田 誠一 53  
邑智郡の地名の変遷について ………………富永美恵子 74

### ○大韓帝国勅令第四十一号と「石島」の比定問題

- 「竹島問題100問100答」批判（二）— ………………竹内 猛 91

### 民俗

- 私の戦中と戦後 ………………鈴木 博也 113

### 文芸

- なつかしさとは波のかなたに—あるとしわかいよめイセのものがたり—…山城 健 126

- ヒヨウヒヨウと ………………滝本 洋子 136

### 町から村から

- 伝聞「浜田尽くし」 ………………森川 芳二 138

- 日本遺産「津和野今昔～百景図を歩く」 ………………山岡 浩二 142

- 石見の博物館を訪ねて⑤ 一日原天文台／星と森の科学館 —……………森脇 晋平 147

- 郷土で育った昭和の子供 ………………大矢 幸子 151

### その他

- お知らせ 研究大会のご案内 ……………… 90

- 在庫バックナンバー ……………… 155

- 入会案内 ……………… 141

- 事業報告 ……………… 156

- 新入会員紹介 ……………… 156

- 研究懇話会支部（長）一覧 ……………… 155

- 執筆者紹介 ……………… 157

- 編集後記 ……………… 157

- 広告インデックス— 温泉津温泉山形屋・柏村印刷・フクオカ書店 ……………… 125・137・112

広島県と島根県との県境近くを水源とする一級河川の匹見川流域には、中国電力株式会社の豊川発電所、澄川発電所、匹見発電所が稼働しています。石見地方の西部、特に匹見川流域にこうした水力発電所が建設された背景は、中国山地から流れ込む豊富な水量と急峻な地形が水力発電所建設に適した土地だったことがあります。

匹見川流域の最も下流に建設された豊川発電所本館と、最も上流に位置する匹見発電所本館の外観は、昭和初期の洋風建築のデザインを色濃く残し、アーチ状のニッヂェ（厚みのある壁をえぐって作ったくぼみ部分）やデンティル（古代ギリシャ・ローマのコーニスに施されている歯状装飾）が随所に取り入れられています。しかし、外壁の仕上げは双方で異なり、豊川発電所本館は石造り風にヘラを使い目地切りしているのに対し、匹見発電所本館では煉瓦を模したコンクリートブロックを積み上げ、円形の天窓と相まってさながら小規模な教会堂をイメージさせます。いずれも建設年代が1928（昭和3）年と古く、石見地方山間部の近代化を支えた歴史遺産の代表例といえます。

一方、澄川発電所本館は戦時中の1943（昭和18）年に建設され、豊川・匹見発電所の中間地点に位置します。他の発電所との大きな違いは、機能面を重視することで無駄な装飾は行わず、直線的な建物にまとめられている点です。しかしながら、地下1階部分の放水口の外壁のみ、アーチ状のニッヂェを並べており、全体的に控えめなデザインの中で存在感を放っています。当時、すでに大都市圏では近代建築（モダニズム建築）が主流となりつつありましたが、都会から遠く離れた中国山地の山間部でも、インフラ整備を中心にこうしたデザインがいち早く取り入れられていました。

同一水系に建設された3つの水力発電所は、建物のデザインをはじめ発電機の構造（豊川・匹見発電所は横型、澄川発電所は縦型）にも特徴があり、戦前から戦中にかけての電力施設の変遷をより深く知ることができます。こうした石見地方を代表する重要な近代化遺産としての価値が認められ、平成27年3月26日に国の登録有形文化財（建造物）に登録されました。

文：佐伯昌俊（益田市教育委員会文化財課）

写真撮影：森脇晋平（事務局）

裏表紙説明：中国電力株式会社豊川発電所 本館（上）

中国電力株式会社澄川発電所 本館（下）

- (26) 「南北朝遺文・中四国」 4・3200
- (27) 「南北朝遺文・中四国」 6・5264
- (28) 毛利元就寄進状『闇閣録』
- (29) 「島根県の地名辞典」2001白石昭臣「釜（簾）の付  
く地は一般に洞穴や岩の多い入り江を「べ」」
- (30) 那賀郡共進会展覧会協賛会編纂（1916）
- (31) 「南北朝遺文・中四国」 6・4965

前稿（『郷土石見』100号掲載）では、一六九六年の「竹島渡海禁止令」以降、日本では現在の竹島＝独島（当時の「松島」）に対する渡海が禁止されていた事実を実証し、島根県の第3期竹島問題研究会編『竹島問題100問100答』（以下、『100問100答』）の解説の誤りや曲解を具体的に指摘した。

今回は、一九〇〇年の大韓帝国勅令に關わる諸問題を中心に『100問100答』の内容を検討する。

## はじめに

### 竹内猛

## 大韓帝国勅令第四十一号と「石島」の比定問題 —『竹島問題100問100答』批判（11）—

### 一、大韓帝国勅令と島根県告示

#### 島根県告示よりも早かつた大韓帝国勅令

日本政府は、一九〇五（明治三八）年の閣議決定と「島根県告示」によつて國際法上「無主地」であった「竹島」を日本領土に編入した主張している。

一方大韓帝国（注1）は、その五年前の一九〇〇（光武四）年に「勅令第四十一号」を公布し、その第二条で「石島」を鬱島郡の管轄下に置くと定めていた。

（注1）朝鮮（王国）は一八九七年に國号を大韓と改め、皇帝即位式を挙行して「大韓帝国」となった（韓国と通称されたが、これは大韓民国の略称と同じ）

平成二十八年度 石見郷土研究懇話会 三隅大会の「案内	
一日 時 平成二十八年九月十八日（日）	午前十時～午後三時
二 会 場 三隅公民館	浜田市三隅町向野田五八一（☎〇八五五-二一一〇五〇〇）
三 参 加 費 無料	
四 日 程 受 付 午前十時より	午前十時三十分より
研究発表 午前十一時より	
① のろし行事についての報告	
五 そ の 他 お問い合わせ・申し込み等	
事務局（三隅公民館内）	
〒六九九-二三二一 浜田市三隅町向野田五八一	
TEL ○八五五-二一一〇五〇〇	
Fax ○八五五-二一一〇五八四	
神本 晃さん TEL ○八五五-二一一〇五八七	神本 晃
三浦和成さん TEL ○八五五-二四一〇九二一	岡本 潤

○島根県告示第四十号（一九〇五・一一一）

北緯三十七度九分三十秒、東經百三十一度  
五十五分、隱岐島ヲ距ル西北八十五浬ニ在ル島

嶼ヲ竹島ト称シ、自今本県所屬隱岐島司ノ所管

ト定メラル

明治三十八年二月二十二日

島根県知事 松永武吉

（島根県『竹島関係資料集・第二集』p.48）

二十六郡の六字は七字に改正し、安岐郡  
の下へ鬱陵島郡の三字を添入する」と  
〔以下の第四～六条は訳出省略〕

光武四年十月二十五日

（勅令の原文は国漢文「ハングル・漢字  
混用文」。右の引用はWeb上に公開さ  
れている「官報」画像に基づく筆者の  
試訳）

○勅令第四十一号（一九〇〇・一〇・一）五）

鬱陵島を鬱島と改称し島監を郡守に改正する  
件

第一条 鬱陵島を鬱島と改称して江原道に所属させ、島監を郡守に改正して官制中に編入し、郡等級は五等とする」と

第二条 郡府位置は台霞洞に定め、区域は鬱陵全島と竹島石島を管轄する」と

第三条 開国五百四年八月十六日官報中官厅事項欄内の鬱陵島以下十九字を削去し、開国五百五年勅令第三十六号第五条の江原道

右に掲げた日韓の告示・勅令を比較すると、日本の方は島の位置を緯度・経度を使って示しており、島根県告示の「竹島」が現在の竹島＝独島を指していることは明らかといえる。一方大韓帝国の勅令第四十一号では、緯度・経度によらず島名を挙げることで鬱島郡の管轄範囲を示す方法が採られている。

右の勅令で鬱島郡の管轄とされた「竹島石島」の

うち「竹島」は、当時の文献にも同じ島名があるの

でどの島を指すのか明らかだが、「石島」の方はこの勅令以外にその島名を記した文献がなく（未発見）、どの島を指すのかをめぐる論争が続いている。

## 二、勅令第四十一号の一島の比定問題

勅令第四十一号で鬱島郡が管轄する島と規定された二島を実在するどの島に当てるかという問題について、日本の外務省はリーフレット『竹島・竹島問題10のポイント』の中で次のように説明している。

なお、韓国では、1900年の「大韓帝国勅

令41号」（中略）の中で、鬱島郡が管轄する地域を「鬱陵全島と竹島石島」と規定しており、この「竹島」は鬱陵島の近傍にある「竹嶼」という小島であるものの、「石島」はまさに現在の「獨島」を指す<sup>⑦</sup>と指摘する研究者もいます。その理由は、「いし（トル）」は韓国の方言で「トク」とも発音され、これを発音どおりに漢字に直せば「獨島（トクト）」につながるためといふのです。

しかし、「石島」が今日の竹島（「獨島」）であるならば、なぜ勅令で「獨島」が使われなかつたのか、また、そもそも、なぜ韓国側が竹島の旧称であると主張する「于山島」等の名称が使

われなかつたのか<sup>⑧</sup>という疑問が生じます。

いずれにせよ、仮にこの疑問が解消された場合であっても、同勅令の公布前後に韓国が竹島を実効的に支配した事実はなく、韓国による竹島の領有権は確立していないかつたと考えられます<sup>⑨</sup>。（外務省『竹島』、p.12。傍線は引用者）

右の引用文のうち、傍線部<sup>⑦</sup>は韓国政府の主張の紹介であり、傍線部<sup>⑧</sup>はそれに対する日本政府（外務省）の批判・反論である。そして傍線部<sup>⑨</sup>は、近年の日本政府が特に力を入れて主張している、近代国際法に依拠した日本の領有権の主張といえる。

以下で詳しく検討していくように『100問100答』では、この外務省リーフレットの説明・主張に沿って竹島＝独島問題を解説している。

## 鬱陵島の地図・文献に記載された島について

ところで、勅令第四十一号が公布された頃の鬱陵島の地図や文献に島と書かれているのは、ほとんど竹島（竹嶼）と観音島だけである（本稿図1参照）。

年代	地図・文献名	竹島	觀音島
1882	李奎遠『鬱陵島検察日記』;「鬱陵島外図」	竹島	島頂 * 頂は項の誤記か
1883	檜垣直枝「蔚陵島出張復命書」付属地図	竹島	觀音崎 島項
1900	赤塚正助「鬱陵島調査概況」付属地図	竹島	島牧
1902	『通商彙纂』234号 「韓国鬱陵島事情」	テツセミ島 (本邦人「竹島」と俗称)	島牧 (本邦人「觀音島」と称す)
1909	水路部・海図306号 分図「鬱陵島」 * 本稿・図1参照	竹嶼 (Tei Somu)	鼠項島 (Somoku Somu)
1910	『韓国水産誌』二輯 附図「鬱陵島全図」	竹嶼	鼠頂島 * 頂は項の誤植か

鬱陵島の沿岸にある前記「島の呼称（表記）」は、地図・文献の作成時期によって変化が見られるが、その主な呼称の変遷をもとめると左表のようになる。

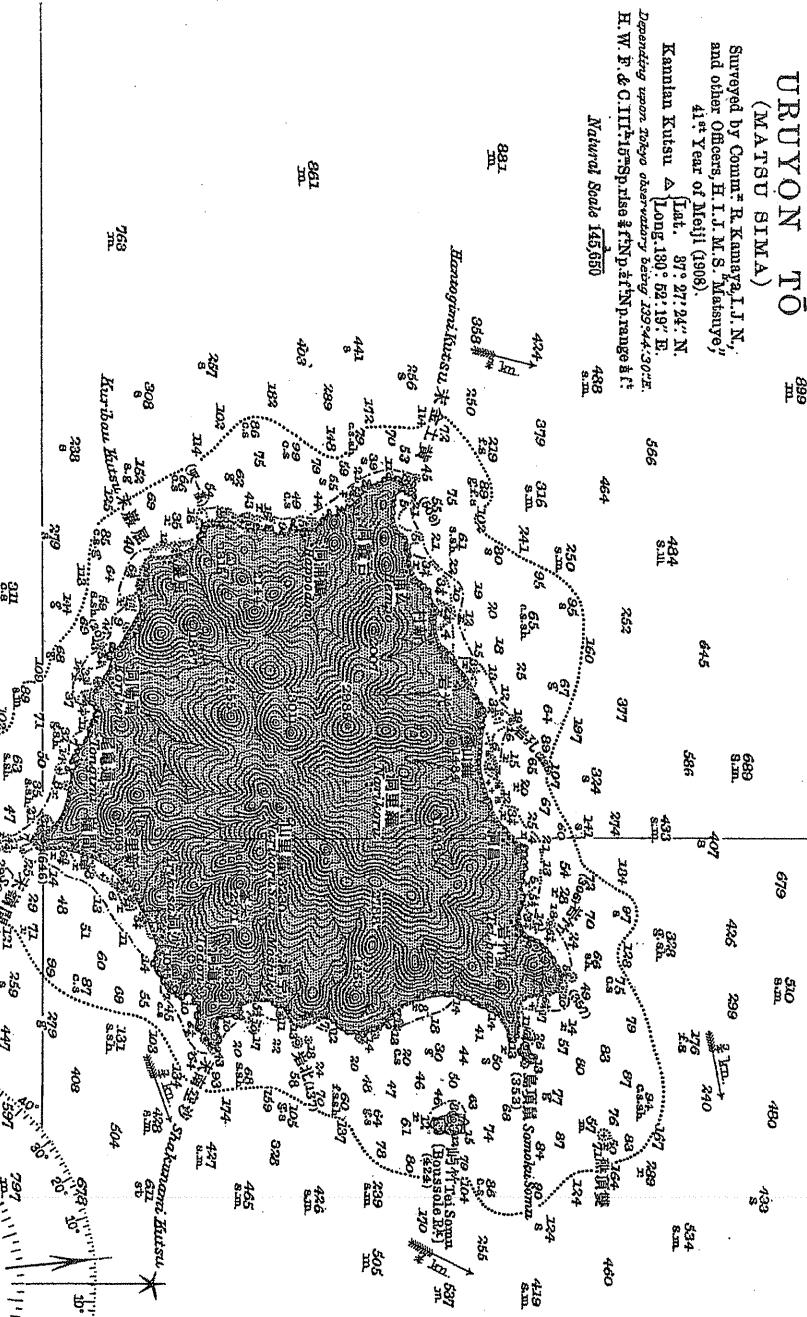


図1 水路部の海図306号分図「鬱陵島」(部分)

**勅令の「石島」を「島項」に比定する説**  
 「100問100答」で「石島」の比定問題を扱っているのはQ37、75、84等であるが、そのうちQ75を執筆している下條正男氏は、かつて島根県の竹島問題研究会の報告書に載せた論文「独島呼称考」では「石島」を「島項」(觀音島)に比定していた。

「勅令第四一號」で、鬱陵島郡の屬島に竹島と石島の二島が挙げられたのは、その伝統的な鬱陵島像に依つたと見てよい。従つて竹島はチクトウ（竹嶼）を指し、石島は島項（日本名、觀音島）であった。（中略）明治42年6月刊の海図（「竹邊湾至水源端」）の分図でも、竹嶼と鼠

項島の二島を属島としていることも左証となる。その分図では鼠項島をSomoku Soma（ソモク ソム）と韓国語音に沿った読み方で表記しており、（中略）石島の韓国語音であるソクソムとも近いからである。（下條正男「独島呼称考」）『竹島問題に関する調査研究報告・平成19年度』所収、p.50。傍線は引用者。なおこの論文は同氏が拓殖大学『人文・自然・人間科学研究・第一九号』に発表した論文を一部修正したものという

ところが、今回下條氏が執筆した『100問100答』の解説（Q75）では、右の論文の結論を踏襲せず、次のように「島項が石島でないとする証拠を示す必要がある」と述べるに止めている。

李奎遠はその時、『鬱陵島外図』を描かせ、鬱陵島の傍近には竹島と島項の二島があるとした。そこで言う「竹島」は鬱陵島の東二キロにある竹嶼で、島項は鬱陵島の北東にある。この李奎遠の鬱陵島に関する地理的理得は、

これをみると、下條氏は前の論文の見解（以下「前説」）を、それとは明言されていないが、撤回したものと思われる。下條氏も、勅令の「石島」を「島項」（鼠項島／觀音島）に比定することはできないと考え直されたのであろう。

### 勅令の「石島」は「島項」ではない

勅令第四十一号が出された頃の地名である「島項」（島頂は項の誤記・誤植であろう）は、水路部の海図三〇六号分図「鬱陵島」（本稿図1）にある「鼠項島」のローマ字表記を参考にして、朝鮮語（韓国語）では次のような読み方（発音）と意味になると考えられる。

すなわち、「島項」の「島」「項」は、それぞれ漢字の朝鮮語の訓読みで「ソム（섬）」「モク（목）」と読み（発音し）、「島項」一文字では「ソモク」という読み方（発音）になる。

辞書を引くと「섬」には「島」四方が海に囲まれた陸地」とあり、「목」には「①首、②喉の別称、③物のかかり目に当る部分、④抜け道のかかり目や

一八八三年、内務省少書記官檜垣直枝の『蔚陵島出張復命書』に添えられた附屬地図に踏襲され、（中略）さらに一九一〇年、大韓帝国が編纂した『韓国水産誌』第二輯<sup>(注2)</sup>では、鬱陵郡の「周辺の諸島」として竹島と鼠項島（島項）に孔岩を挙げている。これらの事実は、鬱陵島から九十キロ近くも離れた竹島（独島）は、最初から鬱陵島の属島ではなかつたということである。（中略）

韓国側が竹島（独島）を韓国固有の領土とするためには、石島を独島と決め付ける前に、島項が石島でないとする証拠を示す必要がある。

### （Q75、傍線は引用者）

（注2）『韓国水産誌』一、二輯は日本が大韓帝国を保護国としていた時期の刊行物。執筆に当つたのは主として統監府の技師・技手および韓國農商工部に聘用されていた日本人の技師・技手で、全編日本語で書かれている（当時の韓國農商工部は職員の六五%が日本人だった。続く三、四輯は韓国併合後の刊行なので朝鮮総督府農商工部の編纂）。

出口などとある（金素雲編『現代韓日辞典』参照）。右のことから「ソモク」という地名の起源は、もともと鬱陵島本島と觀音島との間の瀬戸（水道）。地形図上では幅一〇〇メートル程の眺めを『島の首』に見立てたか（注3）、あるいは『島の抜け道の出入口』といった意味であつたと考えられ、觀音島そのものを指した地名ではなかつた可能性が高い。

なお「島牧」「鼠項」も漢字の朝鮮語の音・訓の組み合わせで「島項」と同じく「ソモク」と読むことができる。両方も現地で聞いた同じ地名（发音）を漢字表記する際に生じた変形と考えられる。

（注3）觀音島を頭に、鬱陵島を胴体に見立てれば、瀬戸の眺めは首に当たる。また別に、首には「首から上の部分。頭」の意味もあるので、觀音島と瀬戸を合せた眺めを鬱陵島（胴体）から突き出た頭（首）に見立て『島の首』と呼んだ可能性もあるかと思う。

陸路が未整備だった勅令四十一号公布当時の鬱陵島では、島内の移動にも船が使われることが多かつた

たという。そのことから想像すると、船で島の沿岸を移動する島民は、観音島が鬱陵島本島とほとんど接するほどの近さだったため、観音島よりも本島との間の瀬戸に注意を向け、その眺めを「島項」と呼んだのではないかと思う（大抵の船は瀬戸を通り抜けたであろう）。一方竹島（竹嶼）は、鬱陵島本島から数キロメートルの沖合に浮かぶ竹の群生する有人の島だったので、船で移動する際にも明確に島と認識し「竹島」と呼んでいたのではないだろうか。

以上の考察を総合すると、下條氏の論文「独島呼称考」にある「鼠項島」といった呼称は、勅令公布当時には使われていなかつたと推察される。

したがつて「石島」と「鼠項島」を発音の近さから結びつける下條氏の前説は、地名起源や呼称の時代変化を考慮しておらず、支持しがたいものである。

また下條氏は、Q75では「島項が石島でないとする証拠を示す必要がある」と述べているが、勅令公

布当時の鬱陵島の地図や文献に「竹島」「島項」しかないことや「島項」が島そのものを指した地名と

た考えにくいことなどから、勅令の「石島」と「島項」とを結び付ける下條氏の発想自体に、もともと無理があるというべきであろう。

それにまた、勅令にある二島のうち「竹島」については現地の呼称をそのまま採り、一方「石島」については現地の呼称（「島項」）を採らず下條氏の前説のように「石島」に置き換えたというのでは、説明としてもちぐはぐで説得力に欠けるであろう。

結局、勅令四十一号の「石島」は、当時の鬱陵島の地図や報告書に載つていない別の島と見るのが最も合理的ではないかと筆者は考えるが、それについては、次節以降『100問100答』の解説内容を検討するなかで述べていきたい（「石島」比定問題に関する朴炳渉「明治時代の鬱陵島漁民と竹島＝独島問題（2）」「北東アジア文化研究』32号所収参照）。

### 三、「石島」を竹島＝独島に比定する説

〔石島〕に関する文献上の証拠の未発見  
『100問100答』では、勅令の「石島」が竹

島＝独島であることを示す文献上の証拠はないといふ理由で、たとえば次のように「石島」を竹島＝独島に比定することに反対している。

大韓帝国「勅令第四十一号」の中の「石島」が「独島」に一致することは、これまで文献的に証明されたことがなく、まして竹島を「独島」という漢字で表記していた当時の韓国人が、鬱陵島の属島と見なしていたとは考えられない。

（Q36・山崎佳子氏。傍線は引用者）

右の傍線部で山崎氏が述べている（文献的に証明されたことがない）ということについて、ここではまず事実を整理しておきたい。

① 「石島」の表記が使われた文献史料は、この勅令第四十一号以外には見当らない（ただし、

一九〇六年の新聞記事の中に「竹島石島」と書かれた例が見つかっている（注<sup>4</sup>）。

② 「独島」という表記が文献史料で確認できるのは、日本の『軍艦新高行動日誌』（一九〇四年九月）と韓国の鬱陵島郡守沈興澤の報告書

は考えにくいことながら、勅令の「石島」と「島項」とを結び付ける下條氏の発想自体に、もともと無理があるというべきであろう。

（一九〇六年三月）の一例が最初である（→後掲）。

③ 「石島」と「独島」とを直接関連づける文献上の証拠は、発見されていない。

（注<sup>4</sup>） ②の鬱島郡守の報告書よりも後の新聞記事の中に「該郡所管島は竹島石島」と記された例が見つかっている（「鬱島郡の配置顛末」『皇城新聞』一九〇六年七月一三日付。Q37参照）。

これは正式な文書である勅令第四十一号に基づいて「石島」と回答した例と考えられるが、大韓帝国政府内で「石島」と「独島」が同じ島を指す異なる表記と認識され、並行して使われていた可能性を示唆しているように思う。日本にも、鬱陵島を公的に「松島」と呼びながら民間では近世以来の「竹島」が並行して使われていたという類似例がある（本稿p100の証言参照）。

次に②に関連して、「独島」という表記が最初に使われた日韓の史料を引用しておきたい。

○『軍艦新高行動日誌』（一九〇四年九月・二十五）

松島〔鬱陵島のこと〕—引用者〕ニ於テ「リア

「コルド」岩実見者ヨリ聴取リタル情報、「リアンコルド」岩、韓人之ヲ独島ト書シ本邦漁夫等略シテ「リヤンコ」島ト呼称セリ（以下略）

（ノ）ノドはWeb上に公開されている史料原本の画像から翻刻・引用した。ルビ・読点は引用者

### ○鬱島郡守・沈興澤の報告書（一九〇六・陰曆三・五〔陽曆では三・十九〕）

本郡所属の独島は鬱島の外洋百余里外にあるが、本月初四日の辰時頃に汽船（「輪船」）一隻が郡内道洞浦に来泊し、日本の官人一行が官舎に到つて自ら言うに、独島が今や日本領地となつたので視察し次いで来島した（以下略）

（原文は国漢文。ここではWeb上の史料原本の画像から筆者の試訳で引用。右に引用した郡守の報告書は、江原道觀察使署理から議政府參政大臣への「報告書号外」に引用されているもの）

### 勅令の一島と鬱陵島の近海に実在する一島 鬱陵島は、朝鮮半島の東方海上約一三〇キロメー

トルに位置する火山島で、日本の八丈島より少し大きい島である（面積約七二平方キロメートル。島の最高地点は、海拔九八五メートルの聖人峰）。  
鬱陵島の周辺に実在する島は、前節で検討した観音島（「島項」）を除けば、鬱陵島の東海岸から数キロメートル沖合にある竹島（竹嶼）と鬱陵島の南東約九〇キロメートルに位置する竹島（獨島）の二島だけである。

この二島は、どちらも鬱陵島から肉眼で見ることができ。鬱陵島に近い竹島（竹嶼）が見えるのは当然だが、遠く離れた竹島（獨島）も見えることについては、戦前期「日本の植民地統治時代」鬱陵島に住んでいた日本人が次のように証言している。

小学校時代、自分たちは鬱陵島のことを竹島と呼んでいたが、海図には松島となつていて、それを知っていた。現在の竹島はリヤンコ島と呼んでいた。（中略）

鬱陵島からリヤンコ島はよく見える。高い山に上らなくても小高い所からよく見えた。天気のよい曇らぬ日にははつきり見えた。三角形が

### 勅令の「石島」を竹島＝独島に比定する説

（一）見えた（杉原隆「『鬱陵島友会報』は語る（2）『山陰地方の歴史が語る「竹島問題』」所収、p.125）

【参考】「當時、朝鮮人は、ランコ島（竹島）を独島（トクソン）と言つていたが、内地人と会話するときは『ランコ』島と言つていた」（奥村亮氏の一九五三年の口述・外務省アジア局第二課『竹島漁業の変遷』所収、p.37）

定することについては異説がない。一方勅令の「石島」については、鬱陵島に関する当時の諸史料の中に相当する島が見当たらない。

この①～③を総合すれば、勅令の「石島」は（当時の史料には書かれていないが）実在する竹島（獨島）以外には考えられないという結論になると思う。

以上のような整理と結論は、文献上の直接的な証拠がないという難点はあるものの、合理性のある推論（仮説）といえると、筆者は考える。

### 勅令の「石島」を竹島＝独島に比定する説

鬱陵島の近海に実在する一島と勅令第四十一号第一条の二島との対応関係については、ここまで検討を踏まえて次のように整理できると思ふ。

① 郁陵島の近海に実在する島は、竹島（竹嶼）と竹島＝独島の一島だけである。

② 「竹が群生する島」（岩石ばかりの島）という実在する一島の様子と、勅令の「竹島」「石島」という島名が符合している（ただし「石島」の文献的証拠が不十分との批判がある（既述））。

③ 勅令の「竹島」を実在する竹島（竹嶼）に比

一方『100問100答』では、次の①～③のように主として朝鮮／大韓帝国の史料に基づいて考察し、いずれの執筆者も勅令第四十一号の「石島」は竹島＝独島ではないと結論付けている。

① 勅令以前の鬱陵島調査報告に基づくもの

では、石島はどうに在ったのか。

「勅令第四十一号」が制定される際、参考にされた観察官・禹用鼎の『鬱島記』では、鬱陵島

を周回「概ね一百四五十里」としている。これ

は、一八八二年に鬱陵島を検察した李奎遠が周回「一百四五十里」としたのと同じである。(中略)

／これらのこと実は、鬱陵島から九十キロ近くも離れた竹島(独島)は、最初から鬱陵島の属島ではなかつたといふことである。(Q 75.. 下條正男氏。傍線は引用者)

## ②勅令公布時の公文書に基づくもの

一八九九年〔引用者注：正しくは「一九〇〇年〕には禹用鼎による実地調査が行われたが、近傍小島に関する調査が行われた形跡はない。

禹用鼎の報告を受けて同年十月二十四日、勅令案が議政府会議に諮られた。議政府賛政内部大臣・李乾夏による「鬱陵島を鬱島と改称して島監を郡守と改正に関する請議書」では、該島

地方を「縱可八十里横為五十里」としている。この範囲にも竹島/独島は含まれていない。

以上の」とからすれば、一九〇〇年の勅令の石島が竹島/独島だとするためには、石を方言

で「ドク」というと「う」という説明だけでは足りず、証明が必要である。(Q 84：塚本孝氏。傍線は引用者)

## ③勅令公布後の新聞報道に基づくもの

一九〇六年七月、統監府通信管理局長・池田十三郎から鬱島郡に所属する島嶼と郡庁設置年月を照会された際に、大韓帝国政府は、所管島が竹島、石島であるとして、鬱島郡の範囲を東西六十里南北四十里と回答した(東西二十四キロメートル、南北十六キロメートル。朝鮮里は日本里の十分の一とされる)。

鬱陵島から九十キロメートルほど離れた竹島は、鬱島郡の範囲から除外されており、回答により一九〇〇年、大韓帝国勅令の「石島」が竹島ではないことが(Q 36 参照)が確認された。

(Q 37：山崎佳子氏。傍線は引用者)

勅令第四十一号公布の頃は、まだ近代以前と同じく島の大きさを周回(島を一周した距離)や東西・南北の距離(長さ)として表わすのが普通であった

(注5)。朝鮮の一〇里は日本の一里(約四キロメートル)なので、①の「周回一百四五十里」ならば日本

里で一四、五里(約五六、六〇キロメートル)に換算できる。ちなみに、①の換算値は、鬱陵島の海岸線の延長四五キロメートル(注6)に近いといえる。

(注5) たとえば『海東地図』(一七五〇年頃か)の「鬱

陵島」図では、島名の下に「周回二百余里東西八十余里南北五十余里」と割注が付いている。また金正浩の『大東輿地図』(木版・一八六一年)の「鬱陵島」図には「東西六十余里南北四十余里周二百余里」と添書きされている(本稿図2参照)。

日本の例では、奥原碧雲『竹島及鬱陵島』(一九〇七年)に「[鬱陵島は]東西四里、南北三

里半余もあるらんかとおもはる。水路誌によれば、周回十八里とあれども、(中略)同島駐在日本警官の答によれば、周回約十二里と称せり」(同書 p.36)とある。

(注6)『日本地理風俗大系』第一七巻、p.41による。

といふが①～③では、右のように表わされていて、鬱陵島の大きさの数値を、属島を含む鬱陵島の島域

または鬱島郡の範囲を示す数値と恣意的に解釈し、その外側に位置する竹島/独島は、勅令第四十一号の「石島」ではないと結論づけているのである。

すこし詳しく述べると、たとえば②で塚本氏が引用している内部(内務省)大臣・李乾夏の「請議書」の数値の前後は、原文では次のようになつてゐる。

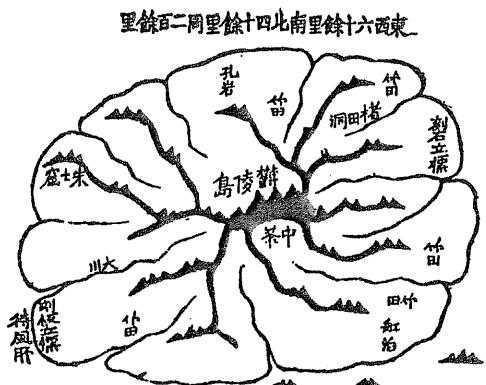


図2 「大東輿地図」の「鬱陵島」図  
(草風館復刻版より)

(前文省略) 該島監・裴季周の報告書と、本部視察官・禹用鼎と東萊稅務司の視察録を参照。節査したところ、該島地方は、南北〔蹤〕八十里ほど、東西〔横〕五十里である。

四方は切り立った険しい崖に囲まれ、中に巨山があつて北から南に達し、間に大川があつて深さと幅は舟が幾艘か入り、その土地はよく肥えており、その民は素朴で（以下略）（原文は国漢文。）の引用はWeb上に公開されている「請議書」の影印に基づく筆者の試訳。傍線も筆者）。

塚本氏が②で引用しているのは右の傍線部分だけだが、その前後の文章を見れば、これは鬱陵島郡設置以前の報告書に基づいて鬱陵島の地勢・地味・住民その他について述べたものである」とがわかると思う。またこの「請議書」には、鬱陵島周辺の島に関する記述はなく、属島の名も書かれていません。

したがつて「該島地方」の後の里数は、当時の表し方で鬱陵島の大きさを示したものと考えるのが史料に即した解釈といえる。塚本氏は「」の範囲にも

序設始年月〉を明示するよう求められた際の回答内容を報じたものである。

鬱陵島全体を一郡とした鬱島郡の場合、所管の島がわかれれば郡の範囲も自ずと明確になるので右のような照会がなされたと考えられるが、島嶼部の管轄範囲を島名の列举によって明示するやり方は、現代でも一般的に使われている表示方法であろう。

他方、島嶼のみで構成される鬱島郡の範囲を東西・南北の距離、すなわち属島を含む海域（の広さ）として「示す」という意味があつたとは思えない。人々の関心は島（陸地）の地勢や産物・住民等に向けられており、人が住むことも所有することも不可能な海のことは、通常は考慮されなかつたからである。

したがつて③の里数も「鬱島郡の範囲」ではなく、当時の表わし方で鬱陵島の大きさを示したものと考へるが史料に即した解釈といえる（ちなみに、③の里数は本稿図2「鬱陵島」図のものと同じである）。

竹島／独島は……と、里数を鬱陵島の（属島を含めた）島域を示す数值と解釈しているが、誤りである。

また③について、山崎氏の引用した新聞記事「鬱島郡の配置顛末」の写真がQ37に載っているので閲連箇所の原文を筆者の試訳で引用しておく。

（前文省略）郡庁は霧台洞〔引用者注：正しくは「台霞洞」〕にあり、該郡所管島は竹島石島で、東西が六十里で南北が四十里なので合せて二百余里としていたのだつた。

この記事について山崎氏は「所管島が竹島、石島であるとしつつ、鬱島郡の範囲を東西六十里南北四十里と回答」と解説しているが、記事の原文に照らせば「鬱島郡の範囲を」は、山崎氏が自身の解釈に合せて挿入したものである」とがわかると思う。もともとこの記事は、記事の別の所に書かれているように、大韓帝国の内部〔内務省〕が日本の統監府から〈江原道の・・・鬱陵島に所属する島嶼と郡

## 五、「石のよつだ」と述べた文献史料の不在の問題

なお、山崎氏が「石島」と「独島」が一致する」とは文献的に証明されていない」と述べている問題（Q36）に関連するが、池内敏氏も次のように論じていたことがあるのであわせて検討しておきたい。

ところで、これまでの議論では重要な事実が看過されてしまつたように感じる。「石島」なる名前が勅令41号に記載されるより前に、竹島／独島の特徴を「石のよつだ」と述べた文献史料は朝鮮王朝期・大韓帝國期を通じてひとつも存在しない」という事実である。（中略）

「石島」が勅令四一號に記載されるより前に竹島を「石のよつだ」と述べた記述が文献史料上で得られない以上、独島は「石のよつだ」だつたから大韓帝国政府はこの島を「石島」と呼んだ、と論じる」とは難しい。（以下略）（池内敏「竹島問題」とは何か』、pp.243～244。傍線は引用者）。

右の池内氏の指摘は、これまでの「石島」をめぐる論争の盲点を突いた新たな論点の提示といえる。

しかし勅令公布当時の時代状況を踏まえると、大韓帝国側に「石のようないくつもあつたと筆者は考へる。は、後述するようにいくつもあつたと筆者は考へる。また池内氏自身も右に引用した論文の結びでは、大韓帝国政府が竹島＝独島を「石のようだ」と表現した史料を参照していた可能性について触れている。

実は例外的にはそうした「竹島を「石のようだ」と表現した——引用者】史料の存在を指摘である。一八七九年作成のスタンフォード(Stanford) 地図における Liancourt Rock である。欧米で作製された地図では、竹島を岩つまり「石のようだ」と表現しているのである。ただし、これが大韓帝国勅令四一号における「石島」の根拠となる場合には、国家的な領有意思の表明としてはいわゆる唐突で、薄弱な根拠とならざるを得ない。Liancourt Rock が、大韓帝国勅令四一号以前の朝鮮王朝や大韓帝国で作

製された朝鮮図に書き込まれた」とは一度も無いからである。(池内敏・前掲書、p.264)

#### 『朝鮮水路誌』の記述

池内氏が、なぜスタンフォード地図という欧米文献にしか言及しないのか不可解だが、これと類似の例なら、当時の日本の文献の中にも比較的容易に見出すことができる。

たとえば、日本の水路部が一八九四年に発行した『朝鮮水路誌』(初版)には次のように書かれている。

#### リアンコールト列岩

此列岩ハ洋紀一八四九年仏國船「リアンコールト」号初テ之ヲ発見シ船名ヲ取テリアンコールト列岩ト名ツク、其後一八五四年露國「フレガット」形艦「パラス」号ハ此列岩ヲメナライ及リリヴァツア列岩ト称シ、一八五五年英艦「ホル子ツト」号ハ此列岩ヲ探検シテホル子ツト列岩ト名ツケリ、該艦長フオルシイスノ言ニ拠レバ此列岩ハ北緯三七度一四分東經一三一度五五分ノ處ニ位スル二坐ノ不毛岩嶼ニシテ鳥糞常ニ嶼

上ニ堆積シ嶼色為ニ白シ (以下略) (p.255. 傍線は原文のまま。ルビと読点は引用者)

この水路誌では「列岩」「二坐ノ不毛岩嶼」という文言に、池内氏のいう「石のようだ」に類似した表現が見られる。

大韓帝国政府が日本の水路誌を参照して「石島」と名付けたと実証できる史料があるかどうか今の筆者にはわからないが、以下に述べる時代状況から、日本の『朝鮮水路誌』が勅令第四十一号公布の際に参照された可能性は高いと思う。

#### 日本人の鬱陵島への密航問題と韓海通漁問題

勅令第四十一号が公布された頃は、日本人が鬱陵島に密航して樹木盗伐を繰り返していた問題や日本漁船の韓海通漁に伴う諸問題があり、日朝／日韓間で鬱陵島や漁業について様々な交渉が行われていた。

明治期の日本人による鬱陵島への密航・盗伐問題については『通商彙纂』の中に次のような記述がある(外務省通商局「韓国鬱陵島事情」より)。

この文書は、植民地支配が国際法上違法とはされていなかつた帝国主義の時代に、日本の外務省がいかに上から目線でアジアの近隣諸国を見ていたかを問わず語りに物語っている。

たとえば「樹木ヲ伐採シ輸出」「仮小屋ヲ構ヘ永住」といった表現には、日朝／日韓間の条約や協定に違反して不法行為をはたらく自国民に対する遺憾の想いが微塵も感じられない(それらは、日本の国内法

でも盜伐・密輸出入・密出国などの犯罪である)。

#### 日本人の密航・盜伐問題と政府調査団の派遣

鬱陵島への日本人の密航と樹木の盜伐が止まない問題については、朝鮮／大韓帝国政府が繰返し日本政府に抗議し、厳正な対処を求めていた。

また勅令第四十一号の公布された時期には駐日ロシア公使も、ロシアが大韓帝国から獲得した鬱陵島の樹木伐採権を日本人が盜伐により侵害しているとして日本に取締りを要求していた(「鬱陵島伐木特許ニ関スル件」『日本外交文書』第三二巻所収参照)。当時の大韓帝国政府は禹用鼎を派遣して鬱陵島の現地調査を行なわせたが、その調査団には釜山海関に聘用されていたフランス人ラポルトが加わり、釜山日本領事館の赤塚正助も同行していた(一九〇〇年五～六月。この調査後に勅令第四十一号を公布)。

禹用鼎の調査団は竹島＝独島には行っていないが、調査団のフランス人や同行した日本人が自国製の水路誌や海図を持参し、それらが大韓帝国政府側に参照された可能性は高いと思う。

日本の例から類推して十分考えられることだと思う。それに、竹島＝独島が鬱陵島から見える島であることを考へると、勅令第四十一号公布以前に鬱陵島から渡つた記録がないからといって「竹島＝独島に渡つた島民はいなかつた」(鬱陵島民は竹島＝独島が石の島であることを知らなかつた)などと推断するのは不自然ではないかと思う(離島の民が島から見える他の島に関心を持たず、来島した船員等にその島の様子を訊いたりしないなどとは考えにくく)。

#### 六、中井養三郎の請願をめぐる解説の問題点

一九〇四年(勅令第四十一号の四年后)、中井養三郎は、竹島＝独島の領土編入と貸下を求める請願書を日本政府に提出し、請願を受理した政府は翌年、同島を「無主地の先占」の法理によつて日本領に編入すると閣議決定した(告示は島根県より)。

この中井の請願については、主として杉原隆氏が歴史の解説を担当しているが、杉原氏が解説の中で言及していない(事実を伏せていく)重要な史実が

#### 日朝／日韓政府間の漁業交渉

漁業分野では、日本漁船の韓海通漁(朝鮮沿岸に季節的に出漁した出稼ぎ漁業)により生じていた諸問題に対処するための日朝交渉が行われ、一八八九年に「日本朝鮮両国通漁規則」が締結されている。

この通漁規則によつて、日本漁船は全羅・慶尚・江原・咸鏡の四道沿岸で操業することを正式に認められたが、一九〇〇年には、その通漁区域に新たに京畿道を加える日韓協議が行われていた(吉田敬市『朝鮮水産開発史』第五章、また『日本外交文書』第二二巻所収「日鮮通漁規則訂約一件」、同・三三一巻所収「日韓通漁区域拡張交渉ノ件」等参照)。

通漁規則の交渉・協議の場で日本の水路誌や海図が参照されたことを実証するのは難しいかも知れないが、その可能性は高いと思う。

以上の二例は、今は史料的裏付けがなく(可能性が高い)と言えるだけだが、日本の水路誌に限らず、朝鮮／大韓帝国の官僚たちが諸外国の文献を日常業務で参照していたであろうことは、幕末・明治期の

複数あり、遺憾な」といわざるを得ない。

たとえば杉原氏は、中井養三郎が一九〇四年に上京して請願を行なつた事情については事実を述べず、史料にはない説明(左の傍線部)を書き加えている。

中井養三郎は、島の所属を明確にしたうえ、アシカ獵の独占権を確保して事業を立ち上げたいと考え(以下略)(Q12。傍線は引用者)

しかし中井の請願の事情については、中井本人に直接取材した奥原碧雲が次のように書いていた。

⑦中井養三郎氏は、リヤンコ島を以て朝鮮の領土と信じ、同国政府に貸下請願の決心を起し(以下略)(『竹島及鬱陵島』1907年、p.27)

①海図によれば、同島は朝鮮の版図に属するを以て(中略)同島貸下を朝鮮政府に請願して(以下略)(『竹島経営者中井養三郎氏立志伝』『竹島問題に関する調査研究最終報告』所収)\*中井養三郎自身も、一九一〇年頃提出と推定される「履歴書」で「本島ノ鬱陵島ヲ附屬シテ朝

鮮ノ所領ナリト思ハル、ヲ以テ將ニ統監<sup>(アマ)</sup>府ニ就テ為ス所アラントイシ」と記していた。

\*「(中略)」部分は、請願書の文言のみ。

すなわち杉原氏は、中井が当初「リヤンコ島」(竹島=独島)を朝鮮領であると考えていたことや朝鮮政府に請願するつもりでいたという事実を伏せ、島の所属を明確にするために上京したという史料には見当らない話を挿入しているのである(なおQ14では「朝鮮の島である可能性も考えられ」としている)。

また杉原氏は、内務省が「リヤンコ島は「韓國領地ノ疑アル・・・岩礁」(中井養三郎「履歴書」附属「事業經營概要」)であるとして、初めは中井の請願書を受理しなかつたことについて何も言及していない。

養三郎は肝付「水路部長——引用者」の教示で自信を得、直ちに「りやんこ島領土編入并二貸下願」を内務、外務、農商務三大臣に提出した。(中略)このあと、内務、外務、農商の三省で検討し、島根県庁へも意見を徴<sup>(ちよう)</sup>した。(Q12)

前段①で引用した「立志伝」には、請願書が最終的に受理されるまでの中井の奔走ぶりが詳述されているが、裏返して言えば、内務省の請願書不受理の見解はそれだけ確固としたものだったのである。

竹島=独島の貸下請願を思いついた民間人のみならず、日本の内務官僚もこの島を朝鮮/韓國領と考えていたという事実は、竹島=独島を「無主地」と

判断して日本領に編入したとする一九〇五年の閣議決定が妥当であったかどうかを検証する際の重要な史実の一つである。杉原氏は、中井の請願書が受理されるまでの経緯について、事実を隠さずに書くべきであったと思う(この問題に関しては、内藤正中「1905年の竹島問題」「北東アジア文化研究」34号所収参照)。また筆者の考察・見解は「竹島」編入当時の日本人の領土認識「郷土石見」95号所収)。

【付記】「先占」による領域取得は、無主地を国家意思に基づいて実効的に占有することが要件とされる。日本の外務省は、韓国が竹島を実効支配し

た事実はない」としているが(本稿p.93)、鬱陵島から肉眼で見える無人島に対する実効支配の立証の必要性や立証の程度については、議論の余地があると思う。

## おわりに

ここまで一回にわたり『100問100答』の歴史分野の解説内容を検討してきた。それぞれで具体的に指摘したように、本書には日本の領有権の主張にとって不都合な史実をねじ曲げたり無視(回避)したりして読者をミスリードしかねない箇所が散見される。拙稿で指摘した本書における誤りや史実の曲解がこの領土問題に対する県民の歴史認識を歪めることがないよう、関係者に改めて配慮を望みたい。

## 主な参考文献

『竹島関係資料集・第二集・島根県所蔵行政文書・一』

島根県・2011年

『朝鮮水路誌』水路部・初版1894年、第一版1899年

《補記》『朝鮮水路誌』の記述内容の誤りについて  
本稿でも引用した『朝鮮水路誌』の「第一編・総記」では、朝鮮の範囲を次のように書いているが、この定義に従うと鬱陵島(同島の西端は東経一三〇度四七分)も朝鮮の範囲から外れてしまう。

〔朝鮮の——引用者〕其地勢タル、狭長ナル一大半島  
ヲ成シ数多ノ島嶼、之ヲ圍繞ス、其位置ハ北緯三三度  
一五分ヨリ同四二度二十五分、東經一二四度三〇分ヨ

リ同一三〇度三五分ニ至ル（同書p.1。ルビ・読点・  
傍線は引用者）

したがつてこの水路誌を引用する際には、朝鮮の範囲の定義に誤りが含まれていることに留意する必要があるが、『100問100答』では竹島＝独島の緯度・経度に注目するあまり水路誌の誤りを見落とした解説を行なっているものがある（Q71など）。それらの解説には、適切な注を付すべきであろう。

## 私の戦中と戦後

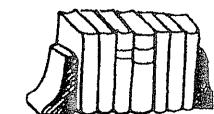
鈴本博也

二

大東亜戦争は昭和十六年十二月八日、私が津和野町國民学校二年生のときに勃発しました。先生は日本海軍航空隊がハワイ真珠湾にいたアメリカの艦隊や航空機を爆撃して、戦果をあげたことを話してくれました。そして、白人の婦人が「奴隸船」で働いている黒人の大人達の働く方が気に入らないといって、ピストルで撃ち殺した活動写真を見せてくれました。私達はアメリカやイギリスは「米英鬼畜」の標語通りの國だと思いました。

私達は國民学校二年生までは男女共学でしたが、三年生からは男女が別々の組になりました。男子組は頭は丸刈で学生帽を被っていました。私達は素足に草履か下駄履きの者が多く、ゴム長靴やシャツ、学生服などは家族や親戚、知人などの年長者の物を払い下げもらい、破れを修繕して履いたり着たりしていました。校舎内では全員がいつも裸足でした。また、食糧難で栄養不足だったためか、鼻水を垂らしている者が多くいました。チリ紙が無くてシャツや上着の長袖の袖口で鼻水を拭うので、袖口が自

ほんのことなら、先ず、ご一報下さい。  
新刊・郷土関係図書・趣味の本  
「『郷土石見』のバックナンバー有ります」



# フクオカ書店



〒697-0033 浜田市朝日町34-3  
TEL・FAX(0855)22-1631